

船橋市

木造住宅耐震診断助成事業

のご案内



あなたの住まいは地震に耐えられますか？

船橋市では、地震に強いまちづくりを進めるため、平成12年5月以前に新築された木造住宅の耐震診断を行う場合に、その費用の一部を助成します。

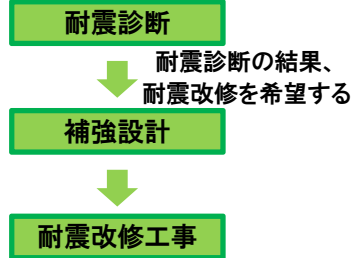
船橋市 建設局 建築部 建築指導課

耐震診断ってなに？

建物の図面や現地調査等から、地震に対する安全性を評価することです。建物の形状や壁の配置、劣化の状況等から算出され、木造の場合は上部構造評点という数値で結果が出ます。

耐震改修工事を行う場合は、耐震診断とは別に「補強設計」を行う必要があります。

耐震診断から耐震改修工事の流れ



木造住宅の評点と判定

上部構造評点	判定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上～1.5 未満	一応倒壊しない
0.7 以上～1.0 未満	倒壊する可能性がある
0.7 未満	倒壊する可能性が高い

1.0 以上あると安心だよ



助成金はいくらもらえるの？

耐震診断費の 2/3（上限 6 万円）を助成します。

どんな木造住宅が助成の対象になるの？

船橋市内で平成 12 年 5 月以前に新築された平屋または 2 階建ての木造住宅^(※)が対象です。

なお、建築基準法等に違反している住宅や、過去に耐震診断の助成金を利用したことがある住宅は、対象になりませんのでご注意ください。

※ 在来軸組工法で建築した一戸建てまたは併用住宅(住居部分が延べ面積の 1/2 以上)が対象です。枠組壁工法(2×4 工法)や丸太組構法等は対象になりません。

どんな人が助成を受けられるの？

助成の対象になる木造住宅を所有し、かつ居住しており、市税の滞納がない方が対象です。

なお、過去に耐震診断の助成を受けたことがある人は、利用できませんのでご注意ください。

耐震診断は誰がやってもいいの？

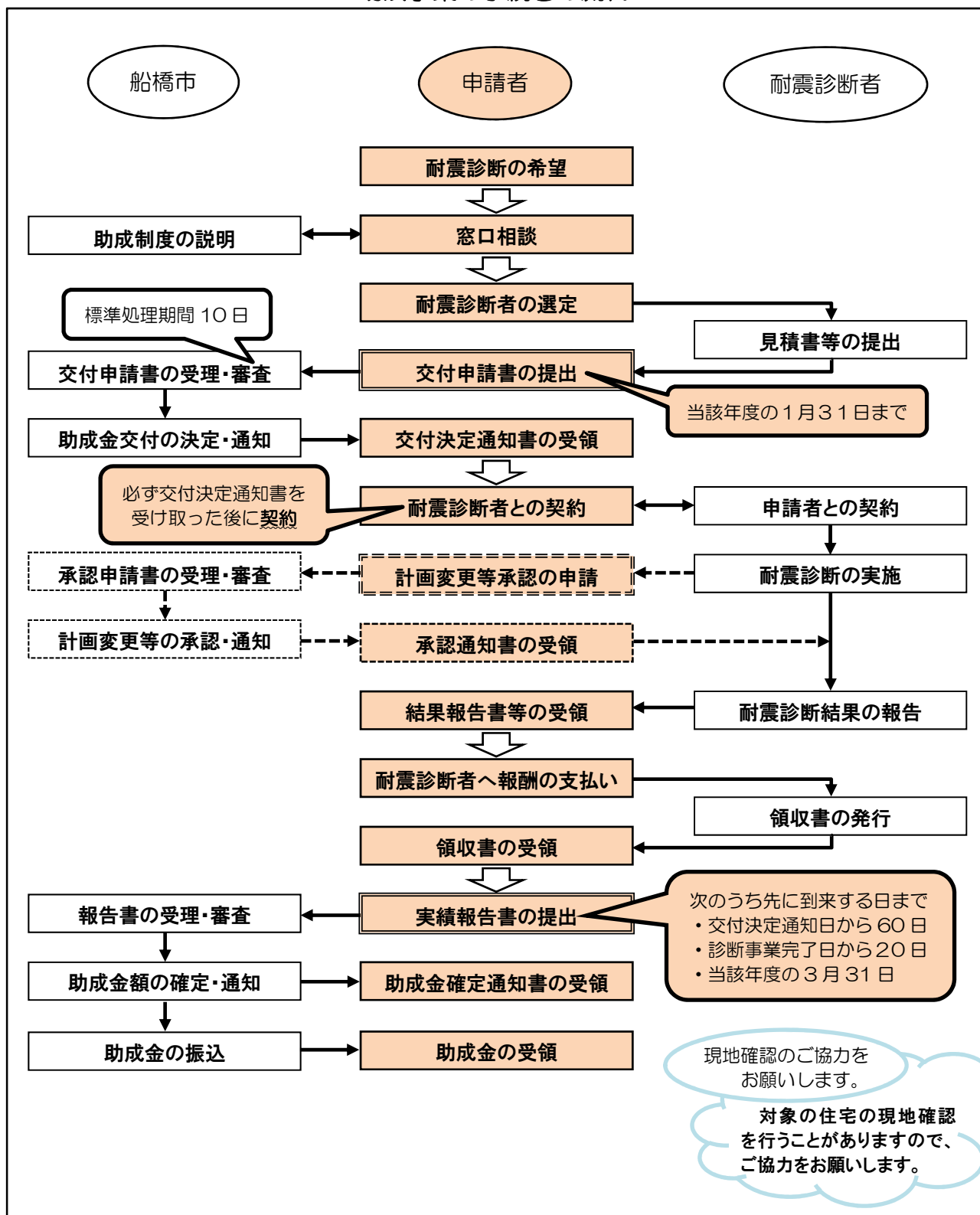
次の団体のいずれかに所属し、千葉県が主催する既存建築物耐震診断・改修講習会(木造)等を修了した建築士が行う耐震診断が助成の対象です。

- ① 一般社団法人 千葉県建築士会 船橋支部
- ② 公益社団法人 千葉県建築士事務所協会 船橋支部

申請前に耐震診断をしたけど助成金はもらえるの？

耐震診断の契約を行う前に必ず交付申請書を提出し、交付決定通知書を受け取る必要があります。交付決定通知書を受け取る前に耐震診断の着手や契約を締結したときは、助成金を交付できませんのでご注意ください。(2 ページ「助成事業の手続きの流れ」参照)

助成事業の手続きの流れ



手続き時の提出書類

助成金の交付申請や実績報告を行うときは、次の書類を提出する必要があります。

時期	提出書類
交付申請時	① 交付申請書(第1号様式)
	② 申請者の住民票
	③ 市税を滞納していないことを証する書類(市税納付確認書(市指定書式))
	④ 住宅の登記事項証明書
	⑤ 住宅の建築基準法第6条第1項による確認済証の写しまたは建築年月日が確認できる書類
	⑥ 耐震診断の見積書(写し可)
	⑦ 相手方登録申請書(市指定書式)
	※ 上記の②と④の代わりに、申請する年度の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書と課税明細書の写しとすることもできます。
実績報告時	① 実績報告書(第6号様式)
	② 耐震診断結果報告書
	③ 住宅の外観が2面以上確認できる写真
	④ 耐震診断の契約書の写し
	⑤ 耐震診断の領収書の写し

※ 申請者以外の方が申請や報告をするときは、委任状が必要となります。

また、要件等を確認するために、上記以外の書類の提出を求められることがあります。

申請方法の詳細や不明な点もしくは資料等をご希望の方は、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

船橋市役所 建設局建築部建築指導課 耐震係

電話番号 047-436-2632

ホームページ <https://www.city.funabashi.lg.jp> (右コードからもご覧頂けます)

キーワードで探す 木造住宅 耐震診断

検索



※ホームページから様式のダウンロードも出来ますのでご利用ください。

(令和3年4月改訂)